主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大野正男、同西田公一、同吉田孝美、同宮里邦雄、同岡村正淳の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の各判例はいずれも事案を異にする本件に適切でなく、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年一一月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	_
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己